

クリエートメディックグループ人権方針

人権方針

私たちクリエートメディックグループは、人権の尊重を経営の重要課題として位置づけ、全ての事業活動においてその責任を果たします。当社の従業員やサプライヤーと対話しながら、強制労働や児童労働を含むあらゆる形態の搾取的な労働慣行を、サプライチェーンから排除します。

私たちは、自社の事業に関連する人権リスクに誠実かつ適切に対応することで、グローバル企業としての人権尊重の責任を果たして参ります。また、多様な価値観を尊重し、柔軟な働き方を実現することで、全ての従業員がその能力を最大限に発揮できる、働きやすい職場環境の整備に努めます。

1. 尊重する国際規範

私たちは、「世界人権宣言」や「国際人権規約（自由権規約・社会権規約）」、および中核的労働基準を定めた「労働における基本原則および権利に関する ILO 宣言」など、国際的に認められた人権規範を尊重します。

また、「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、グローバルな企業グループとして、これらの国際基準を尊重し、関係法令の遵守を徹底します。国際基準と国や地域の法令に矛盾が生じた場合は、国際基準を尊重する方策を追求します。

2. 位置づけ

本方針は、「クリエートメディックグループの倫理規範・私たちの行動指針」を補完するものであり、人権尊重の責任を明確にするものとして、取締役会により承認されています。

3. 適用範囲

本方針は、クリエートメディックグループに従事するすべての従業員に適用されます。私たちは、お客様やサプライヤーにもこの方針を支持し実践するよう求めて参ります。また、不十分な対応があった場合には、適切な是正措置を講じます。

4. 人権デュー・ディリジェンス

私たちは、「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、事業活動やサプライチェーンにおける人権リスクの評価、特定、防止、軽減に向けた取り組みを継続して行っています。

5. 救済処置等

私たちは、事業活動において人権を侵害しないことを徹底するとともに、サプライヤーなどに対しても人権侵害を防ぐよう働きかけます。万が一、人権侵害が発生した場合やその関与が明らかになった際には、速やかに救済および是正の措置を講じます。

6. 周知・浸透と教育

私たちは、クリエートメディックグループのすべての事業活動において、本方針の浸透を図るとともに、適切な教育および能力開発を行います。

7. ガバナンス

本方針の見直しや改定の必要性については、取締役会の承認をもって決定されます。

制定：2024年10月31日